



さかい広域

Vol. 56
2018.10.15



Content

平成29年度各会計決算報告	2~3
自分らしい生活を持続けるために	4
3割負担が導入されます	4
代官山斎苑・墓地からのお知らせ	5
さかいクリーンセンターからのお知らせ	5
第60回広域連合議会臨時会	6
第61回広域連合議会定例会一般質問	6~8

★8月18日(土)に坂井地区広域連合とケアマネSAKA I 共催の「ケアマネジャースキルアップ研修」が開催されました。一般社団法人日本介護支援専門員協会常任理事の中林弘明氏を講師に招き、自立支援型ケアマネジメントに求められる思考プロセスを学びました。(場所:いきいきプラザ霞の郷)

平成29年度 会計決算報告

平成29年度坂井地区広域連合一般会計および介護保険特別会計ならびに代官山墓地特別会計の決算について、その概要をお知らせします。

- ※1 金額は原則千円未満を四捨五入しています。
- ※2 比率は小数点第2位以下を四捨五入しています。

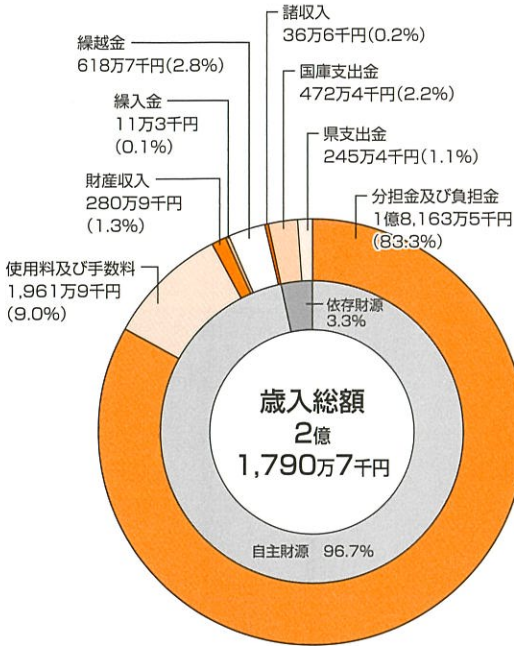
一般会計

平成29年度の決算額は、歳入総額2億1,790万7千円(対前年比1:4%減)、歳出総額2億1,374万7千円(対前年比0.5%減)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は416万円となっています。

歳入 総額2億1,790万7千円

歳入の主なものは、構成市(あわら市・坂井市)からの負担金1億8,163万5千円、次に葬祭場や霊柩車、廃棄物処理施設の使用料および手数料1,961万9千円です。

歳入総額に占める自主財源の割合は96.7%となっています。



歳出 総額2億1,374万7千円

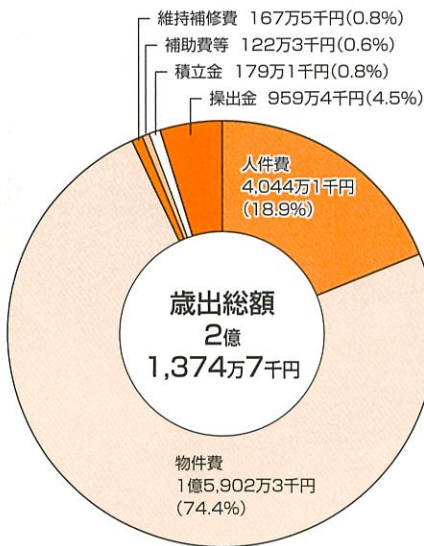
歳出の主なものを性質別にみると、人件費は4,044万1千円で、広域連合議会議員などの報酬および広域連合職員の給与です。

物件費は1億5,902万3千円で主なものは、代官山斎苑の予約・表示システム更新756万円、代官山斎苑指定管理者委託料3,756万3千円、し尿処理施設維持管理・運営委託料8,620万5千円、一般廃棄物処理委託料3,599万8千円などとなっています。

維持補修費は1,677万5千円で主なものは、代官山斎苑の火炉台車耐火物取替等工事156万6千円などとなっています。

また、補助費等は1,220万3千円で主なものは、地元への環境保全・維持管理負担金78万円などです。

積立金は、1,791万1千円で、霊柩車購入基金積立金などです。



介護保険特別会計

平成29年度の決算額は、歳入総額111億8,972万円(対前年比2.7%増)、歳出総額108億6,921万7千円(対前年比2.6%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支3億2,050万3千円となっています。

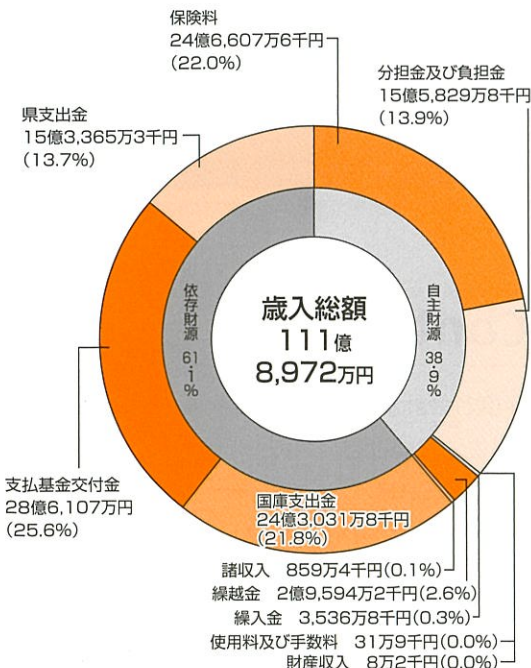
歳入 総額111億8,972万円

歳入を性質別にみると、自主財源は43億6,467万9千円で、歳入総額に占める割合は38.9%となっています。

主なものでは、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料24億6,607万6千円、保険給付費や要介護認定事務などの構成市負担金15億5,829万8千円となっています。

一方、依存財源は68億2,504万1千円で歳入総額に占める割合は61.1%となっています。

主なものは、保険給付費等にかかる国庫支出金24億3,031万8千円、県支出金15億3,365万3千円、支払基金交付金(第2号被保険者)40歳以上65歳未満の方(の介護保険料)28億6,107万円となっています。



歳出 総額108億6,921万7千円

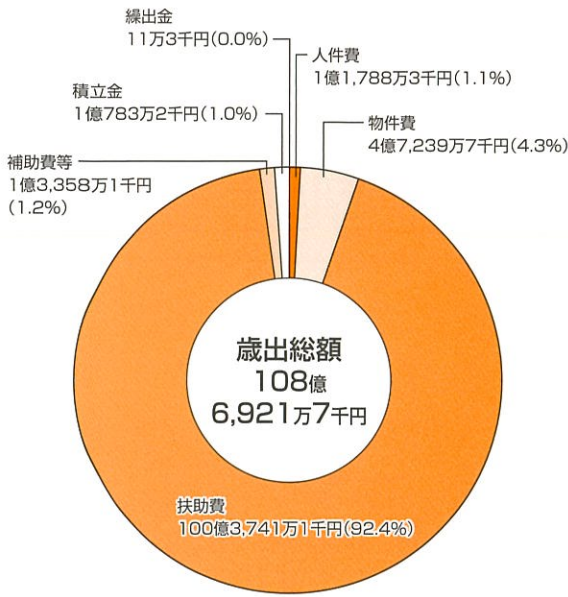
歳出の主なものを性質別にみると、人件費は1億1,788万3千円で、介護認定審査会委員報酬および広域連合職員の給与などです。

物件費は4億7,239万7千円で構成市への地域支援事業費3億6,690万9千円および主治医意見書記入手数料2,376万4千円などとなっています。

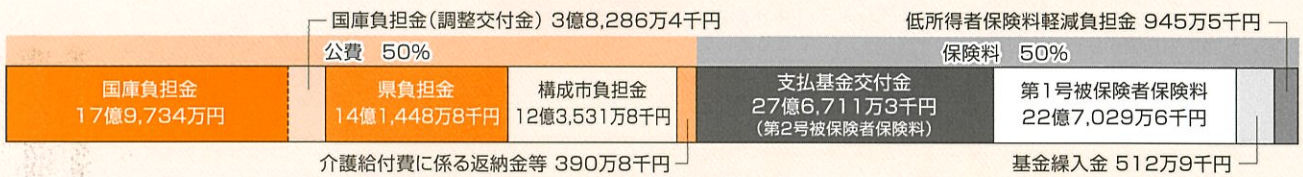
また、扶助費は居宅および施設サービスに対する給付費として100億3,741万1千円で決算総額の92.4%を占めています。

補助費等1億3,358万1千円は前年度保険給付費精算による国・県等への精算返還金などです。

積立金は、1億783万2千円で、介護保険財政調整基金への積立金8,648万6千円および介護福祉推進基金への積立金2,134万6千円です。



平成29年度 保険給付費の財源内訳 保険給付費 98億8,591万1千円



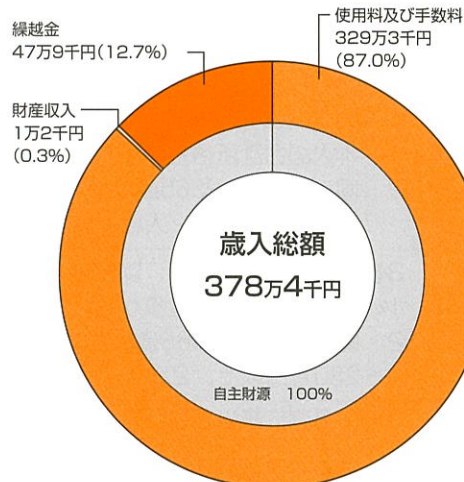
介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合い、介護サービスに要する費用の半分(50%)を公費(国・県・市町村)で負担し、残りの28%を40歳から64歳までの方が、22%を65歳以上の方が保険料として負担する仕組みです。

代官山墓地特別会計

平成29年度の決算額は、歳入総額378万4千円(対前年比35.2%増)で、歳出総額255万5千円(対前年比10.2%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支122万9千円となっています。

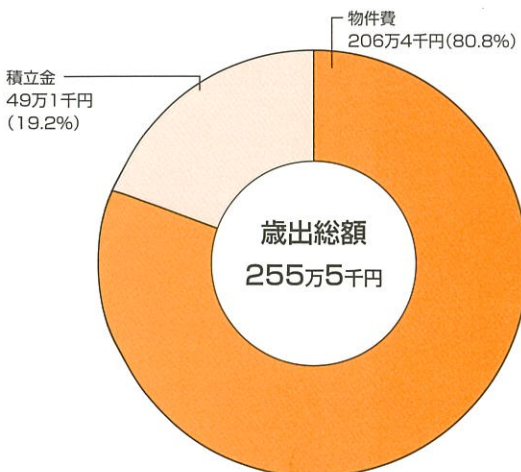
歳入 総額378万4千円

歳入の主なものは、墓地使用料および維持費329万3千円、前年度繰越金47万9千円などです。歳入総額に占める自主財源の割合は100%となっています。



歳出 総額255万5千円

歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は物件費の206万4千円で決算総額の80.8%を占めています。物件費の主なものは、指定管理者委託料205万7千円などとなっています。また、積立金は49万1千円で、決算総額の19.2%を占めています。



自分らしい生活が続けるために

要介護認定を受けても、身の回りのことで 自分でできることは 自分でしましょう

▶▶ 自立した生活が続けるために…

ヘルパーさんに任せきりだと…



5年後…



積極的に介護予防に取り組むと…



5年後…



☆ 介護予防はなぜ大切?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽いのに、足腰が弱くなったからといって家に閉じこもりがちになると、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまうことがよくあります。自分でできることはなるべく自分で行い、できないことだけをサービス等で補いましょう。

介護状態の予防・改善のために心がけることは

要介護度が軽い方は…



要介護度が重い方は…



● 一定所得以上ある方の利用者負担割合が3割になりました ●

平成30年8月の介護サービス利用分から、一定以上の所得のある方が介護サービスを利用したときの利用者負担割合が3割になりました。

◆ 平成30年8月からの利用者負担割合

利用者負担割合	対象となる方
3 割	以下の1・2の両方に該当する場合 1. 本人の合計所得金額が220万円以上 2. 同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合は463万円以上
2 割	3割に該当しない方で、以下の1・2の両方に該当する場合 1. 本人の合計所得金額が160万円以上 2. 同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合は346万円以上
1 割	3割、2割に該当しない方、40歳～64歳の方(第2号被保険者)

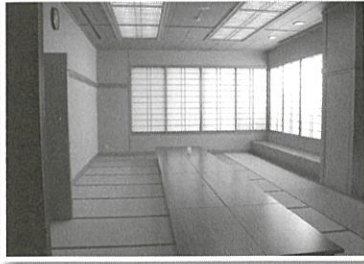
・利用者負担割合が3割の方が保険料を2年以上滞納すると未納期間に応じて給付制限を受けることになり、利用者負担割合が4割になります。(1割負担、2割負担の方が給付制限を受ける場合、これまでどおり3割負担になります。)



◀待合室 洋室
お通夜や葬儀を行えます。



▲ロビー
休憩や収骨を待つ間などに利用できます。



◀待合室 和室
お通夜の宿泊や収骨を待つ間の食事の場として利用できます。また、法要などにも利用できます。

代官山斎苑で
小さな葬式ができます

家族や親しい友人で温かく見送る
新しい葬式のかたち

代官山斎苑を小さな葬式(家族葬など)や直葬の会場として利用できます。お申し込みは葬儀社を通して行ってください。

利用料金

葬儀の種類	料金(税別)	料金に含まれている主なもの
直葬の場合	94,000円～	棺・納棺料、祭壇料、式場使用料、火葬料など (直葬の場合、祭壇料は含まれていません)
お通夜・葬儀を行う場合	192,000円～	

○上記金額は最低価格を表示しています。なお、式の内容により料金が変わる場合があります。
○上記金額には僧侶や食事、寝具などの料金は含まれていません。
○料金や式の内容などの詳しい内容はお気軽にお問い合わせください。

自宅廻りもできます

利用料金

運行距離	料 金
0～5km未満	3,000円
5～15km未満	5,000円
15～30km未満	7,000円
30km以上	10,000円

○死亡者の現住所および葬儀式場が管内(あわら市および坂井市三国町)の場合に限ります。

問い合わせ先 代官山斎苑 ☎0776-81-9777
坂井市三国町池上87-17

代官山墓地使用者の
受付をしています

使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの人
- 2 あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある人

使用料と維持費

平成30年8月1日現在

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡ (2m×2m)	172,000円	31,000円	35区画
6.0㎡ (2m×3m)	228,000円	37,000円	56区画

※使用許可の要件
2に該当する人は、使用料、維持費が上記の2割増となります。
※使用料は、永代使用料です。
※維持費については、永代ではありません。条例などの変更ににより納めていただく場合がございます。

使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

問い合わせと申し込み先

総務課 衛生係
☎91-3308(直通)

さかいクリーンセンター
からのお知らせ

●すくすくさかい(汚泥発酵肥料)を販売しています。

●販売価格 1袋税込100円
内容量15kg

(1人5袋まで)

●配布日時 毎週火曜日、木曜日
9時～12時

●申込方法 あらかじめ電話での予約が必要となります。

●問い合わせ先

さかいクリーンセンター
坂井市坂井町今井一
☎72-22200



就任のごあいさつ

議長 吉田 太一



この度の坂井地区広域連合議会五月臨時会におきまして、議員各位のご推挙により、議長のご推挙により、議長に就くことになりました。

坂井地区広域連合では、介護保険事業や環境事業などの各種事業を実施しており、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が最重要と考えられています。また議会は、二元代表制の一翼を担う議決機関として、しっかりとその役割を果たしていかなければいけないと考えています。

市民の負託に応え、活発な議会活動を通して、その使命を達成できるよう、また議会の秩序の維持と公平公正で円滑な議会運営に努める所存でございます。

あわら市、坂井市の発展と両市民の福祉向上のために、坂井地区医師会との連携を深め、更なる努力を重ねてまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、ご協力をお願いします。

第60回 広域連合議会臨時会

第60回広域連合議会臨時会が5月15日(火)に開催されました。今回は、7議案が上程され、いずれも原案のとおり承認および可決されました。

坂井市の組織替えに伴う議長および副議長の選挙が行われ、議長に吉田太一議員、副議長に田中千賀子議員が選出されました。また、監査委員の選任も行われ、南川直人議員が選任されました。

◆ 上程議案 ◆

- ◎専決処分の承認を求めるとについて 6件
- ◎坂井地区広域連合監査委員の選任について

広域連合議員の皆さんは次のとおりです。

(敬称略) ◎議長、◎副議長

あわら市議員(11名)
◎吉田 太一
堀田あけみ
室谷陽一郎
仁佐 一三
毛利 純雄
北島 登
卯目ひろみ

坂井市議員(11名)
○田中千賀子
山田 秀樹
渡辺 竜彦
南川 直人
戸板 進
吉川 貞明
佐藤 寛治
東野 栄治
川畑 孝治
永井 純一
畑野麻美子

議会運営委員の皆さんは次のとおりです。

(敬称略) ◎委員長、◎副委員長

◎吉川 貞明(坂井市)
○仁佐 一三(あわら市)
山田 秀樹(坂井市)
室谷陽一郎(あわら市)
佐藤 寛治(坂井市)

第61回 広域連合議会定例会

第61回広域連合議会定例会が8月23日(木)に開催されました。今回は、6議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。また、次の一般質問が行われました。

上程議案

- 平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)

一般質問

◆ 畑野 麻美子議員 ◆

Q1 介護保険の広域連合体制について

①介護保険における広域連合を解消することによって、不都合なことは何か。一部の機能を残し広域連合を解消することを求める。

A1 広域連合長

① 坂井地区では、平成12年度の制度創設当初から広域連合を設置し、介護保険の事業運営を行っているが、事務およびコスト効率化の観点において、十分に効果があったものと認識している。また、当広域連合では、地域のマクワの立場から、在宅における医療・介護の連携強化、高齢者の自立支援・重

度化防止に資するケアマネジメントの質的向上の支援等、地域包括ケアシステム構築の一翼を担ってきたことの意義は非常に大きいものと認識している。これらは、広域連合の設置によるメリットと捉えているが、裏を返せば広域連合を解消したときのデメリットとなる可能性があると考えている。介護保険事業を担う当広域連合のあり方については、超高齢化や人口減少等、社会情勢の大きな変化に的確に対応した地域福祉行政を実現していくため、その担う役割を柔軟に考えていく必要があると考えている。広域連合の解消については、各構成市が協議検討するべきであり、広域連合長として、言及できる立場にはないことをご理解いただきたい。

◆室谷 陽一郎議員◆

Q1 第7期介護保険事業計画について

①計画策定に当たり実施したパブリックコメントによる「各構成市において高齢化率も違い、地域事情の違いにより給付費も違う。よって保険料も構成市で違えるべきではないか」というコメントに対する考えをお聞かせください。

②第7期介護保険事業計画に基づき事業候補者を公募したが、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の応募がなかったという現状をどのように考えるか。また今後の対策対応をお聞かせください。

③介護人材の確保・養成および資質の向上について、介護ロボット等の先進的な技術の導入促進に向けた取組みを検討実施するとあるが、どのような検討実施があったか、もしくは考えているかをお聞かせください。

また、「元気な高齢者等の介護保険サービ

ス事業所等への就労支援」とあるが、どのような支援を実施または検討しているかお聞かせください。

④平成29年4月から各構成市で介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたが、この事業移行の意図するところについての考えをお聞かせください。また、この総合事業と介護保険事業との関連と広域連合との関係についてご説明ください。

A1 広域連合長

①介護保険料の次期算定は、第8期介護保険事業計画の策定年度である平成32年度に、坂井地区一律の介護保険料、あわら市・坂井市それぞれの介護保険料をお示しする。議会、構成市、介護保険運営協議会、第8期介護保険事業計画策定委員会等での意見や議論を十分に踏まえ、介護保険料の方向性を見出したいと考えている。

②6月に第7期計画期間における地域密着型サービスの公募を行ったが、看護小規模多機能型居宅介護および定期巡回・随時対応型訪問介護看護への応募はなかった。介護人材確保の困難さおよび事業採算性の課題が原因として考えられる。今後もし引き続き、国、県、構成市との連携のもと、介護人材の確保に取り組むとともに、地域密着型サービスにおける保険者独自の報酬導入を検討したい。そのうえで、来年度以降も公募を行う。

③介護ロボット等の導入促進については、地区内の事業所は、要介護者の移乗支援等を容易にするマッスルスーツ等の介護ロボットを導入している。今後は、地区内の介護保険事業所に対して、介護ロボットの有効活用事例等の情報提供を行う等、介護ロボット導入の働きかけを行いたい。元気な高齢者等の多様な人材の就労支援については、要支援者等に対しての買物、掃除などの生活援助について、専門職以外の人が働くことができるよう従事者要件の見直しを行った。これにより元気

な高齢者等の雇用が進むことで、専門職以外の人が必要支援者の生活支援を担い、専門職の人が重点的に要介護者の介護支援を担うといった効率的な職員配置へのシフトチェンジが進むと期待する。

④総合事業は、それぞれの市町村の地域課題や実状に応じて、より柔軟かつ多様なサービスを創出することを可能にするものと理解している。このことは、市町村が中心となり、住民等の多様な主体が参画し、地域の実状に応じた支え合いの体制づくりを推進することにおいて意義のあることと認識している。総合事業等における当広域連合と構成市との役割については、業務の効率化が図れるよう、当広域連合において、従前の介護予防給付等の流れを汲む総合事業の訪問型サービス、通所型サービス等の給付業務を担っている。構成市においては、総合事業を活用し、それぞれの地域の実状に応じた支援サービス等を新たに創出し提供する役割を担っている。

◆堀田 あけみ議員◆

Q1

1. フレイル予防事業の取組みについて
①平成29年度のフレイル予防事業の取組みから見えてきたのはどのようなことか。
②広域連合として構成市とどのように関わっていくのか。

Q2

2. 介護保険料の今後の見込みについて
①広域連合として、今後の介護保険料の見込をどのように捉えているのか。
②介護サービスの充実と共に介護予防や重度化防止の取組みをどのように考えているのか。

A1

広域連合長

①昨年度は、フレイルチェック実施体制の構築を目的とし、事業の主役であるフレイルサポーター

およびフレイルサポーターの養成支援を担うフレイルトレーナーの養成に取り組んだ。また、養成したフレイルサポーターが中心となり、計5回のフレイルチェックを実施した。これまでのフレイル予防事業の取組みを通じて、フレイル予防の有効性を再認識しており、介護予防施策の中でも、とりわけフレイル予防に係る市民理解を図ることが、ますます重要になってくるものと考えている。

② 構成市では、今後の取組みとして、草の根的にフレイル予防に係る市民周知を図る。また、よりフレイルに関心の高まった市民を対象にフレイルチェックを実施していく予定となっている。一方、広域連合では、フレイルサポーターの技術的向上を目的としたステップアップ研修会の開催等、構成市のフレイル予防事業が円滑に進むよう、後方的な支援を行う予定となっている。

A2 広域連合長

① 第7期介護保険事業計画において、2025年度の介護保険料基準額を月額7千200円と予測している。これは、現在の基準額よりも1千200円上昇する。しかしながら、これまでに取り組んできた高齢者の介護予防に加え、要介護者等の自立支援・重度化防止等により、しっかりと取り組むことで、介護保険料の上昇を抑制することは可能であると認識している。

② 構成市では、地域支援事業の財源を活用し、介護予防等に取り組んでいます。新たにフレイル予防事業の取組みが始まったことで、その事業効果はより高まるものと考えています。また、広域連合では、自立支援・重度化防止を目指したケアプランの質の向上に取り組んでいる。そのほか、高齢者の自宅等において、リハビリテーション専門職、栄養士等の専門職種が、専門的な見地から自立支援・重度化防止に向けた助言指導を行えるよう、地域におけるリハビリテーション支援の新たな仕組みを構築している。一方で、要介護者等の自立した生活を

地域で支えるには、近隣同士の助け合いや高齢者同士の趣味、地域活動を通じた仲間同士の助け合い等、地域コミュニティによる互助活動を育んでいくことも必要と考えている。各地域の実情に応じて、地域コミュニティの醸成や高齢者サロン等の地域資源の充実を図ること、高齢の方が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことが可能になる。その結果として、介護保険料の上昇抑制につながっていくものと考えている。

◆永井 純一議員◆

Q1

① 在宅医療・介護連携の推進事業、フレイル予防事業のこれまでの成果と課題、これからの展開についてどう考えるか。

② 地域包括ケアシステムの構築には、地域住民の理解や支援が不可欠であるが、在宅医療、フレイル予防などの理解促進のための対策をどう考えるか。

A1 広域連合長

① 医療機関と介護保険事業者等の連携により、在宅医療と介護を一体的に提供する仕組みが構築されてきているものと認識している。今後については、これまでに構築した在宅ケア支援体制のスキームを、住宅地や中山間地など、それぞれの地域の実状に応じて、より利用しやすく効果的な支援を受けることができるよう充実を図ること、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要と考えている。フレイル予防事業については、フレイル予防に関する市民理解の促進が重要であり、今後は、フレイル予防の周知啓発を通じて、よりフレイルに関心の高まった市民を対象にフレイルチェックを実施していくことを予定している。

② 地域包括ケアシステムについては、地域住民の理解と協力を得ることが大切です。構成市では、地域住民を巻き込み、住民等が主体的にそれぞれの

地域の課題を把握し、解決を試みる取組みを開始したところですが、当広域連合でも、当地区におけるマクロ的立場から、医師、歯科医師、リハビリテーション専門職、栄養士等多職種間の連携強化、高齢者の自立支援・重度化防止に向けたケアプラン作成の支援等に取り組むことで、地域包括ケアシステム構築の一翼を担いたいと考えている。

◆川畑 孝治議員◆

Q1

介護タクシーについて

① 在宅で高齢者の介護をしている人が多くいるが、要介護の高齢者は月に1〜2回通院しており、車いすでの生活者や送迎者がいない高齢者は介護タクシーなどに頼るしかない。そこで、介護タクシー利用を介護保険の対象とできないか。

A1 広域連合長

① 要介護者の方の在宅介護において、通院送迎が、家族にとつての大きな負担になっていくことは、重く受け止めています。介護タクシーでの移動には、介護保険制度等が適用することはできません。通院等のために介護タクシーを利用する場合には、介護保険制度をつまく活用すること、要介護者本人の移動負担や家族等の介護負担を少なからず軽減することができます。なお、要介護者を含む市民の地域交通に関する課題については、それぞれの市の交通政策等において取り組む必要があると考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。